

生駒市規則第 19 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成 13 年 6 月生駒市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

対 象 範 囲	減 免 の 額
(1) 特定被監護者等が 2 人以上いる世帯で、かつ、条例別表の B 階層から C <sub>3</sub> 階層までに該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第 2 子である園児（第 4 号に該当する園児を除く。）	保育料の額に 0.5 を乗じて得た額
(2) 特定被監護者等が 2 人以上いる世帯で、かつ、条例別表の B 階層から C <sub>3</sub> 階層までに該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第 3 子以降の園児（第 4 号に該当する園児を除く。）	保育料の額の全額
(3) 特定被監護者等が 2 人以上いる要保護者等世帯（生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）別表備考第 8 項に規定する要保護者等世帯をいう。以下同じ。）で、かつ、条例別表の C <sub>2</sub> 階層又は C <sub>3</sub> 階層に該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの 1 子である園児	保育料の額に 0.5 を乗じて得た額

<p>(4) 特定被監護者等が2人以上いる要保護者等世帯で、かつ、条例別表のB階層からC<sub>3</sub>階層までに該当する世帯において、B階層又はC<sub>1</sub>階層に該当する世帯にあっては当該特定被監護者等のうちの第1子以降の園児、C<sub>2</sub>階層又はC<sub>3</sub>階層に該当する世帯にあっては当該特定被監護者等のうちの第2子以降の園児</p>	<p>保育料の額の全額</p>
<p>(5) 特定被監護者等のうち3歳から小学校3年までの者が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表のC<sub>4</sub>階層からC<sub>9</sub>階層に該当する世帯において、当該3歳から小学校3年までの者のうちの第2子である園児</p>	<p>保育料の額に0.5を乗じて得た額</p>
<p>(6) 特定被監護者等のうち3歳から小学校3年までの者が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表のC<sub>4</sub>階層からC<sub>9</sub>階層に該当する世帯において、当該3歳から小学校3年までの者のうちの第3子以降の園児</p>	<p>保育料の額の全額</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。